

第五十一回国会 建設委員會議 第三十五号

昭和四十一年六月二十七日(月曜日)

午後零時二十三分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 服部 安司君

理事 松澤 雄藏君

理事 川村 継義君

理事 逢澤 寛君

理事 大倉 三郎君

理事 木部 佳昭君

理事 丹羽喬四郎君

理事 福永 一臣君

理事 森山 欽司君

理事 渡辺 栄一君

理事 金丸 徳重君

理事 佐野 憲治君

理事 日野 吉夫君

理事 山中日露史君

理事 山下 榮二君

出席國務大臣

建設 大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

警視總監 内海 倫君

警察庁交通局長 鮎川 幸雄君

総理府事務官 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

警備部警務局長 鮎川 幸雄君

委員外の出席者

農林事務官 鶴海良一郎君

農林事務官 竹内 藤男君

農林事務官 来正 秀雄君

農林事務官 堀川 春彦君

農林事務官 河毛 一郎君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

委員外の出席者

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

委員外の出席者

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

農林事務官 熊本 政晴君

五〇	する請願(足鹿君紹介)(第一五七二号)岡山、鳥取両地方間幹線道路網の整備に関する請願(足鹿君紹介)(第一五七三号)	八八	同(金丸重君紹介)(第二七三五号)	一三	清志君紹介(第三〇三三号)
五一	鳥取県赤碓町の河川工事等に関する請願(足鹿君紹介)(第一五七四号)	八九	同(山中日露史君紹介)(第二七三六号)	一四	同(相川勝六君紹介)(第三〇四〇号)
五二	鳥取県赤碓町の架橋に関する請願(足鹿君紹介)(第一五七五号)	九〇	同(井谷正吉君紹介)(第二七七七号)	一五	同(加藤常太郎君紹介)(第三〇四一號)
五三	鹿兒島市、桜島間橋梁の架設調査に関する請願(二階堂進君紹介)(第一五八四号)	九一	同(岡本隆一君紹介)(第二七八八号)	一六	同(小義義照君紹介)(第三一七三號)
五四	県道小里、東館線の国道編入に関する請願(石野久男君紹介)(第一六五二号)	九二	奈良県室生ダム建設計画変更に関する請願(山本幸雄君紹介)(第二六三五号)	一七	戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願(小川半次君紹介)(第三一九九号)
五五	国道二号線バイパス建設に伴う国鉄宇野線横断工事に関する請願(逢澤寛君紹介)(第一七一九号)	九三	自転車専用道路法の制定に関する請願(高見三郎君紹介)(第二七七五号)	一八	同(小坂善太郎君紹介)(第三三〇〇号)
五六	八戸市、大間町、野辺地町間路線の国道編入に関する請願(森田重次郎君紹介)(第一七六二号)	九四	京都市伏見区内に通学用歩道橋架設に関する請願(岡本隆一君紹介)(第二七七六号)	一九	同(遠藤三郎君紹介)(第三三八四号)
五七	国道四五号線の整備に関する請願(森田重次郎君紹介)(第一七六三号)	九五	公営住宅法の改正反対に関する請願(加藤進君紹介)(第二七九六号)	二〇	同(砂原格君紹介)(第三三八五号)
五八	アルプス観光株式会社(天竜川河川敷)占用許可反対に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一七六四号)	九六	同外一件(林百郎君紹介)(第二七九七号)	二一	同(田澤吉郎君紹介)(第三三八六号)
五九	県道沼田、田島線改修工事に伴う路線変更反対に関する請願(久保田円次君紹介)(第一八五二号)	九七	同外二件(横山利秋君紹介)(第二八三九号)	二二	同(高瀬博君紹介)(第三三八七号)
六〇	東武鉄道曳舟架橋工事に伴う歩道橋設置に関する請願(天野公義君紹介)(第二一九九号)	九八	同外二件(中村高一君紹介)(第二八四〇号)	二三	建設機械貸与業の育成に関する請願外五件(佐々木秀世君紹介)(第三四四一號)
六一	川内川下流の洪水時における堤内地湛水排除に関する請願(池田清志君紹介)(第二二二六号)	九九	同(山花秀雄君紹介)(第二八四一號)	二四	戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願(榎木庚子郎君紹介)(第三四九五号)
六二	川内川上流の改修工事促進に関する請願(池田清志君紹介)(第二二二七号)	一〇〇	同(島上善五郎君紹介)(第二八八一號)	二五	同(田中正巳君紹介)(第三四九六号)
六三	川内川下流未改修区域の改修促進に関する請願(池田清志君紹介)(第二二二八号)	一〇一	同外二件(野原覺君紹介)(第二八八二號)	二六	同(赤澤正道君紹介)(第三五三三號)
六四	九州縦貫高速自動車道南九州区間の早期建設に関する請願(池田清志君紹介)(第二二二九号)	一〇二	同外一件(下平正一君紹介)(第二九四四号)	二七	同(二階堂進君紹介)(第三五三三號)
六五	国道三号線御陵下地区拡張工事促進等に	一〇三	同外四件(赤松勇君紹介)(第二九六八号)	二八	同(中野四郎君紹介)(第三五八四号)
		一〇四	建設業法の改正反対等に関する請願外一件(山花秀雄君紹介)(第二九四二號)	二九	同(丹羽喬四郎君紹介)(第三五八五号)
		一〇五	同外一件(大出俊君紹介)(第二八四三號)	三〇	同(今松治郎君紹介)(第三六二二號)
		一〇六	同(多賀合貞君紹介)(第二八四四號)	三一	同(木村俊夫君紹介)(第三六二二號)
		一〇七	同外三件(森本靖君紹介)(第二八八三號)	三二	同(田中龍夫君紹介)(第三六三三號)
		一〇八	戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願(大坪保雄君紹介)(第二八九一號)	三三	同(黒金泰美君紹介)(第三七三六号)
		一〇九	同(藤本孝雄君紹介)(第二九四二號)	三四	同(松澤雄藏君紹介)(第三九八五号)
		一一〇	同(森下元晴君紹介)(第二九四三號)	三五	公営住宅法改正反対に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三六八二號)
		一一一	同(西村直己君紹介)(第二九六七号)	三六	同外二件(山ロソエ君紹介)(第三六八三號)
		一一二	南日本国道建設促進に関する請願(池田	三七	戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願外一件(大橋武夫君紹介)(第四〇四一號)
				三八	同(坂谷忠男君紹介)(第四一六五号)
				三九	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇八五号)
				四〇	既成市街地再開発法制定に関する請願



する請願(吉川兼光君紹介)(第五八五七号)

二三六 幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に関する請願(大野明君紹介)(第五九一七号)

二三七 同(田村元君紹介)(第五九一八号)

二三八 東京都外郭環状線道路計画反対に関する請願外一件(神近市子君紹介)(第五九八二号)

二三九 公団住宅空家賃値上げ反対に関する請願(河野正君紹介)(第六〇二二号)

○田村委員長 これより会議を開きます。

まず、理事降任に関する件についておはかりいたします。

理事山本幸雄君より降任の申し出がありました。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、理事の補欠選任の件についておはかりいたします。

理事山本幸雄君ただいま理事を降任されましたので、この際、その補欠選任を行ないたいと存じますが、先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に松澤雄蔵君を指名いたします。

○田村委員長 本日の請願日程全部を一括して議題といたします。

各請願につきましては、文書表等により、委員各位もその内容は御承知のことと存じます。また、先刻の理事会におきまして、理事各位に検討願ったところでありますので、この際、各請願について紹介議員よりの説明聴取等は省略し、直ちに採決いたします。

請願日程中、日程第二ないし第九、第一ないし第二八、第三〇ないし第三七、第三九ないし第五四、第五六、第五七、第六〇ないし第六九、第七五ないし第八四、第九七、第九九、第一〇四ないし第一三四、第一三七、第一三八、第一四一、第一五六、第一五八、第一六〇、第一七四、第一七九ないし第一九七、第二〇四ないし第二二四、第二二七ないし第二三〇及び第二三三ないし第二三七、以上の各請願は、いずれもその趣旨は適切妥当と認められますので、衆議院規則第一百七十八条の規定によりまして採決の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、以上の各請願に関する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 なお、本委員会に参考送付された陳情書は、お手元に配付してありますとおり、七十六件でありますので、御報告申し上げておきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

午後四時二十一分開議

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

流通業務市街地の整備に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 流通業務市街地の整備法案につきまして、特に中小企業の問題を中心としたしまして若干の質問をいたしたいと思います。

本日は通常国会の最後の日でもありますし、よその委員会ですから、きわめてざらりと行ないます。

まず第一に、大臣にお伺いしたいのですが、この流通業務団地ですが、むずかしいですから流通センターと申しますが、流通センターはコールドチェーンと密接な関係があると考えられるのですが、そうでしょうか。コールドチェーンの基地として流通センターが考えられる、こう思うのですが、そうでしょうか。

○瀬戸山国務大臣 この法案にありますように、トラックターミナルであるとか、あるいは卸売市場であるとか、いわゆる卸の商業団地、こういうものが主体になる、こういうことでもありますから関連がある場合がある、こういうふうに思っています。

○田中(武)委員 この流通センターは、いま大臣がおっしゃったように、コールドチェーンシステムとも大きな関係がある。そこで現在コールドチェーンの問題につきましては、科学技術庁で科学技術的な面、それから農林省でその実験的な面をやっておられると伺っておりますが、両省の担当者に簡単にいいのですが、現在の程度であるのか。そしてコールドチェーンの将来というか見通しはどうなのか、簡単にけっこうですからお伺いいたします。

○佐々木(即)政府委員 昨年の一月に食生活の体系改善に関する食料流通機構の近代化に関する勧告というのを資源調査会からいただきました。それを受けまして昭和四十年からいよいよ技術的な部分について昭和四十年からいよいよ技術的な部分について昭和四十一年度からこれにつきまして実験を行なうということによって約二億の予算を計上いたしております。全体につきましてはいわゆる国立の試験研究機関というものが中心になりまして、そして生鮮食品をいかなる温度で、いかなる時間を保てば、品質がどのように維持されるかあるいはいたむかということを中心にして試験研究機関で研究いたし、かつその温度帯に生鮮食品が流れます間に於ける流通の諸手段、たとえば冷蔵庫とか冷蔵トラックとかあるいは貨車とか、こういったものについての技術的な改善を講ずるといふこと、及び今後コールドチェーンを通じまして大量に生鮮食品が流れる場合、これのいわゆる規格あるいは品質、こういった基礎的な研究をいたすことにいたしております。四十一年度以降においてもこれが継続されるというたてまえでございます。

それから実験と申しますのは、さらにそういう試験研究機関の程度の規模をこえまして、ある程度、たとえばトラックで運ぶとかいったような程度のもので現実的にこの流通してるところに流してまして、生産者から消費者までを低温帯に流して実験、これを本年から続けておるわけでございますが、これもきわめて技術的な部分に限られておまして、これが積み上げられることから、今後実際にコールドチェーンというものが事業化される場合の技術的な基本がはつきりする、この範囲に現在のところはとどまっておるといふ状態でございます。

○来正説明員 農林省といたしましては、生産者あるいは消費者のための価格安定というものが重要な問題で、流通改善の大きな問題であります。科学技術庁のほうでおつくりになりましたコールドチェーンにつきましては、積極的に協力するということになっておりますが、現在の低温流通制度につきましては、まだ技術的な経済的な問題が相当ございまして、いまのところ実験の段階というところで、将来の見通しは、これは品目によっても相当違いますし、またどうだというふうなことをはつきり申し上げる段階までには至っておりません。

○田中(武)委員 将来のことはまだはつきりしていません、こういうことですが、先ほど私が申しましたように、この流通センターはこれオンリーで

はないとしても、コールドチェーンと大きな関連がある。という事は、コールドチェーンシステムが完成といえますか成功しなければ、流通センターの目的の大半も失われることになるのではないか、そういうような感じを持っておられるのですか、この建設と研究成果とは時期的にうまいきですか、いかがですか。

○来正説明員 流通センターの問題はわりあい早く発足できる問題でございますが、コールドチェーンにつきましては、いま申し上げましたようにまだ実験の段階でございます。現在考えておりますのは、発足の段階におきましては、法案の考えました段階におきましては、現在の卸なりそういうものについての段階においてこの法案ができておるわけでありまして、そういう点で基本的にはどうするということふうなところまではいっております。

○田中(武)委員 科学技術庁にお伺いしますが、このコールドチェーンといいますが、これでは微妙な味を失うといいますが、いわゆる大味になって、規格的なものが国民に押しつけられる、こういうことをいわれておるのですが、戻す技術も必要だと思っておりますけれども、そういう味の点です。それから末端の小売り商へいったときに今度還元するわけですが、そういう技術的な問題についてはいかがですか。

○佐々木(即)政府委員 いま御質問の点につきましては、畜産物水産物、野菜とそれぞれ事情が多少違って行くわけでありまして、野菜につきましては現状ではまだ実験的なものがほとんどございまして、私どもが計画しております実験、農林省の協力を得て計画しております中、現実に実験をやるときは小売り店にいわゆる低温のショーケースを飾って実際にやってみるといふところまでが実験の範囲でございます。畜産物ないし魚につきましても、現実にはそういうような低温で消費地まで持っていくことがいふぶん行なわれておりました、商店で戻す、あるいは畜産物等につきましても、冷たいショーケースから主婦が買っ

いて、自分の冷蔵庫に納めるといふことが現実に行なわれておるのであります。ただその戻し方といいますが、畜産物、特に酪農品は別でございますが、畜肉ないし魚につきましても、主婦がそれを扱うというところまではいわゆる普遍的な技術というものが必ずしもはつきりしておりません。この点につきましては、最初申し上げましたいわゆる試験研究段階での調査項目として取り上げるといふ準備を進めております。現実には戻して販売されているものがあるわけでございます。それをさらに普遍的な技術を確立したいという線では、当庁の仕事として、資源局ではございませぬけれども、ほかの局でそういう準備を進めております。

○田中(武)委員 この流通センターは、先ほど申しましたように、コールドチェーンシステムは完成、これによってほんとうの意義は出るのじゃないか。もちろん流通センターには交通の関係といいますが、道路計画あるいは物販安定、いろいろ看板は掲げておられますが、やはりコールドチェーンシステムと相まって成功さすべきじゃないかと思っております。そうしますと、コールドチェーンシステムというものの完成ということがこの流通センターの一つの大きなかぎになる、こう思いますので、まだそこまですべてないことをこれ以上追及してもどうかと思っておりますからやめますが、それは十分頭に置いてもらわなければならぬわけでありまして。

それから建設大臣にお伺いしますが、先ほど申しましたように、この流通センターの構想は道路計画、交通整備あるいは物販安定、いろいろ看板は掲げられております。しかし実際の取引にあたりましては、これはどういふことになるのか私もよくわかりませんが、聞くところによると一貨車あるいはトラック一台といったような大きな取引単位になる、こういうふうにいわれておりますが、この流通センターにおける取引はどうお考えになりますか、どのような形態になりますか。

○瀬戸山國務大臣 やはりこまかい点についてはそれぞれ所管省のほうが詳しいと思っております。それから御説明申し上げますが、いまお話しのように、このねらいは、物資の流通の上で都市内の輸送上非常に隘路となつて、また交通もよくそのものもなつて、これがまた二重、三重の輸送費の増高になつて、こういう問題を地域域に流れをよくして過重の輸送体系をチェンクしよう、こういうことが大きなねらいであるわけでありまして。

それで、コールドチェーンのお話がありました。いま申し上げたけれども、その研究の成果が出れば、この施設の中にやはり輸送手段あるいは貯蔵手段等が併置される、こういうことになると思いますが、これも、これはいま御説明がありましたように、目下研究中であります。したがって、これは大体大貨物主義といいますが、そういうものが大きなねらいになつて、それによって御趣旨の輸送運搬の便をはかりたい、交通の重複をチェンクしよう、こういうことでございます。

○田中(武)委員 いま大臣おっしゃったように、いまの説明で考えてみても、やはりトラック一台といったような単位の取引、こういうふうに考えられるのですが、これは中小企業庁のほうの答弁を求めたいのですか。

○影山政府委員 本法案の趣旨が、先生御指摘のとおり、市内におきましますところの輸送のふくそう、混雑を避けるという意味におきまして、こういう制度ができたわけでありまして、ところがそれだからといって、逆に小売り商がそこに出ていって、卸売り商との間の取引単位がトラック一台単位、貨車一台単位ということに限定されるという趣旨はございませぬので、むしろ小さい単位でも、中小企業の小売り商が出ていって取引するということは何ら差しつかえないというふうに了解いたしております。

○田中(武)委員 それでは、実際センターができてそこでの取引の実態は、現在の卸売市場等々で

やっていると別に変りはない、こういうことなんでしょうか。

○影山政府委員 何ら変わりはないというふうに了解いたしております。

○田中(武)委員 そういたしますと、この流通センター内における取引、これにはやはり卸売市場法ですか、こういうのが適用になり、したがって、せりあるいは仲買人、こういう制度は残るのですか、あるのですか。——したがって、これを取引の上から規制するのは、現在のいろいろの法律、たとえば市場法、こういうものでやるということですか。

○堀川説明員 流通センター内に中央卸売市場が設置された場合に、その市場の取引を規制いたします中央卸売市場法はそのまま適用になるわけでございます。

○田中(武)委員 そうすると、やはりせりとかあるいは仲買人という制度は残るわけですね。

○堀川説明員 現在具体的に青果物等を考えております場合には、まさに先生の申し上げたとおりでございます。

○田中(武)委員 そうしますと、いままである中央卸売市場、ことに青果物市場とかあるいは魚市場とか、こういうのとの関係はどうなりますか。

に改善されるのではないか。取引の仕組みなり、先ほど取引単位のお話がありました。この点はその他の市場と著しく変わるといふことはないかと考えております。

○田中(武)委員 何か話では、まずさしあたり東京周辺に三カ所とか考えられておるようですが、そうしますと、それらができると、現在都内にある青果物卸売市場等はどうなります。そこで働いている人あるいはそこの仲買人の資格を有する者、こういう者との関係はどうなりますか。

○堀川説明員 現在具体的に考えられておられます板橋地区について考えますと、これはどこかの大きな東京都の市場を移転するという考えで考えておるわけじゃないかと、新市場を建設するというような考えで考えておられます。その場合に、その市場がやっぱり機能を果たすためには、卸売りの機能あるいは仲買人の機能あるいはこれに対する買受け人の誘引というふうなことが必要になってまいります。買出し人が来まして、一般市場として栄えるということではないと困ります。したがって、その辺のことは既設の市場を含めまして全市場間の市場としての機能の分担関係というものをよく考えてみまして、そして納得のいくような形で商業的機能をそこに入れる、こういうような形に持ってまいりたい。したがって、たとえば卸の仕事をする方については、持たせてもらいませんと産地との関係からうまくいかない、荷が集まらないということになると存じます。また仲買の方々もそこにたとえ希望者を募って入れていくということも必要になってまいります。それから小売りの方も、その近くの方々に新しい市場に買出しに行くという方々をうまく誘導するというようなことも必要になってまいらうかと思っております。その辺のところは計画を具体的に実行する段階におきまして、関係の業界等と十分話し合って進めてまいりたい、かように考えております。

【委員長退席、服部委員長代理着席】

○田中(武)委員 その段階において話し合う、現在ではまだそういうことは具体的に話さず、ないんで、そういうことは具体的に話さず、きょうこの法律がかりに成立したとすると、すでに流通センター構想というのは出発するわけですね。そうなるといままでの市場、これはいままでもどおり残るわけでしょう。そうするならばそこに顧客関係等の争奪ということもあるだろうし、そういう大きなものが、ことに地方自治体の計画のもとに、あるいは国の計画なり援助のもとにでき上がるというところが、いままでの市場をつぶしていく、あるいは仲買人、従業員等に大きな影響を与える、こういうことになりませんか。

○堀川説明員 これはたとえば大阪市におきまして、既存の市場のほかに東部に新市場をつくったということがございます。こういうふうな例が中央卸売市場の新市場をつくるにいろいろございまして、そういう場合に卸売りの機能といたあるいは仲買の機能なり、あるいはまたそこに買出しに来る方をどういうふうにして持っていくかということ、いままですべて話し合いでやってきたわけでございます。そういう話し合いの過程で新市場もやっぱり築いてもらおうと同時に、旧来の既設の市場が非常に狭隘で業界の方々も非常に困っておるわけですから、それが緩和をされまして全体としての流通機能の向上がはかられる、かような形になるようにいたしたいわけでございます。そこを話し合いで、納得すべくでやっておるというのが従来の方でございまして、今後そのような行き方で、新市場の建設の晩においてはその市場機能がやっぱり他の市場と並んで果たされるように話し合いを進めていく、かようなことで考えております。

○田中(武)委員 この流通センターの構想についてのPRといいますが、そういうものが十分になされてないせいもあるかと思っておりますが、いま現に小売商あるいは市場に働く人たちは、仲買人等は大きな疑惑を持っておる。たとえば先ほど私が申しましたように、ことにこれがコールド

チェーンとなつた場合、取引単位がトラック一台、貨車一台、そういうような考え方があって、とうていゆるゆる小売人には手が出せない、入り込めない、こういうことを危惧しているようです。いまの話は聞くと、そういうことはない。それならそういうことのないような指導なり業界におけるPR等が必要だと思つております。さらにそれと関連してですが、こういうことも言われておる。この流通センターは、いまははつきりとして現在までの市場法によって律せられる、こういうことになるのだが、流通センターにおいては取引は、取引という価格形成は、現物取引でなく情報取引になる。価格の形成は現物によってなされるのではなくて情報によってなされるのじゃないか、こういうふうなことも言われ、また現にそういう危惧があるわけですね。私も、この流通センターとコールドシステムをつなぎ合わせたときには、現物取引というよりか情報取引、こういうことになりかねないと思つておりますが、いかがですか。

○堀川説明員 生鮮食品と申ししてもいろいろございまして、しかし遠慮して考えますと、まだ現在の段階におきまして規格によるサンプル取引が行なわれる程度に達していないというふうな思つておるわけでございます。今後相当の期間現物による取引を行なわざるを得ないという状況であるかと思つております。もし規格によるサンプル取引等が行なわれるような状況でございますと、先生の御指摘のとおり情報組織によりまして電話一本で話が足りる、商いが成立するということになるかと思つております。現在の段階ではそこまで生鮮食品に関する限りは到達しておらないというふうな考えをわけでございます。したがって取り単位等につきましても、買受け人の買受けの数量なり、あるいは買受け人の、主として小売商でございますが、地域別の所在によりまして同じ品物に対しても好みが変わりますし、また量的にも同一の品目につきましても購入量も零細でございます。そ

れらのことを考えますと、貨車一車単位で生鮮食品について取引をするというふうなことは、ここの間はなかなか簡単に見られるようなことではないというふうな考えをわけでございます。なお、コールドチェーンというお話もございまして、コールドチェーンシステムが完備をしまつていけるにはかなり相当の期間がかかるかと思つております。いまの段階で流通センターがコールドチェーンの構想と直に結びついておるといふふうには考えないわけでございます。たとえばここには冷蔵庫なども建設をされるわけでございますから、低温で流通をする物資についてそれが利用をされるというところはあり得ると思つております。現在でも中央卸売市場には冷蔵庫等の低温貯蔵の施設がございまして、これは必要不可欠な施設としてあるわけでございます。さようなものでございまして、現在のような取引を行なう流通センターでございます。市場内には冷蔵庫等の施設も要りますし、それから市場外にございまして冷蔵庫群を利用する、こういう場合も出てくるかと思つております。そういう意味で市場と他の諸施設との間の相互の利用関係というものはうまくいくというものが流通センター構想の利点であろう、こういうふうな考えをわけでございますが、なお業界等に非常に誤解があるとすれば、私どもも十分説明はしてきたつもりでございますが、私どもも十分説明はしていただくとおり説明をいたしまして理解をしていただくというふうな持っていきたいと思つております。

○田中(武)委員 ここ当分の間そういうことはないと考えます。しかし法律を成立させて多額の資金を投入して流通センターをつくっていく、そうするならば遠い将来のことも考えていかねばならない。と同時に、私申し上げておる通りに、やはり将来はこのコールドチェーンシステムとの競合において流通センターといふものが流通センターたる本領を發揮していくのじゃないか。そう考えたときには、取引は一車単位、一台単位、そ

して価格の形成は現物取引でなくて情報取引となつて、情報による価格形成が行なわれる。そうなりますと、価格の決定が完全に一方的に操作できる。したがって流通機構が大手商社といひますか大手によつて握られる。あるいはこれと取引できるものは、そういう上に立つて考えた場合には、いわゆる小売り商でなくて、百貨店とか大型スーパーとか、こういうのが取引の対象になるのじやなからうか。そうなつてきますと、いわゆる大型スーパーの現出、さらに外国資本によるスーパーの現出、こういうことが考えられる。かつてセーフウェーが日本の住友と一緒に大問題を起こしたことは農林省も御承知だと思ふ。建設省も御承知だと思ふ。これは一応話し合ひで解決がつかました。しかしいま小売り商として一番考へておるといひますか、関心を持ち、おそれおるのは、外国資本と日本商社との答弁といひますか、合資による大型スーパーの現出であります。そう考へた場合に、その現出に流通センターが大きな役割を果たすのではなからうか。そこから小売り商の不安が出てき、小売り商としては、小売り商切り捨てにたつたがるのだ、こういうことで心配をしておるといふことなんです。そうなりませんか。いま当分の間はそういうことは考へられぬと言ふのですが、何年か後を考へたときにそうなりませんか。影山さん、あなた中小企業庁長官を十年もやらないでしよが、十年後を考へたときにはどうなりませぬ。

○影山政府委員 先生御指摘の、外国資本とそれから日本の国内商社等が提携いたしました、大きなスーパーマーケットをつくる、あるいは大きな百貨店をつくるというような傾向、これは過去においてもあったわけでございます。これは中小企業庁あたりが当該商社あたりに介入了いたしました。それをやめさせるといふようなことで、そういう傾向を阻止しておりますと同時に、将来のことも考へまして、先生御指摘のように、中小企業商業対策の一環といたしまして、寄り合ひ百貨店であ

るとか、あるいは協業化等によるところの共同スーパーというものを、小売り商が共同してつくりなさいというような指導もいたしておるわけでございます。また今年度から実施に移しましたところのポランタリーチェーンにつきましても、これは零細企業者が独立店舗を整えた、居抜きのみで近代化、合理化を進めていこう、あるいは共同仕入れ機構をつくるというようなことで、大きな単位での共同仕入れをやることによつてコストを低減させていこうというようなねらいもございまして、小売り商業対策の一環として、零細企業対策の一環としてのポランタリーチェーン設立についても努力してきております。それから今度のこの流通センターの中の流通業務団地の一つに、先生御承知の中小企業者が共同事業として卸売りの団地をつくるというようなことも施設の中に加えてまいるといふようになつております。そういう点をいろいろと中小企業対策として前進をさせております。必ずしもこの流通市街地の流通センターができることによつて、先生御心配のような方向にすぐ結びつくというようなことは私も考へておりませぬが、それとは別に、やはり中小企業の小売り商の長い目で見た近代化、これを頭に置きまして、ただいま申し上げましたようないろいろの措置をとつておるのでございませぬ。

○田中(武)委員 いまさらポランタリーチェーンの論争は、何回かやつたんですからやめませぬが、あのときも指摘したように、現在百三十万の小売り商、これを十年間に十三万にチェーン化していこうという構想でしよ。したがつてポランタリーチェーンも零細小売り商切り捨てだ、こういう批判があつたわけです。ここ当分の間は、こういうことですが、やはり長い目で見た場合には、そうなつてくる。大手資本に握られ、大手商社の系列化になる。これはもう当然です。どう抗弁をせられようと、これはもうなる。したがつてそれに間に合ふようにといひますか、おくれないうように、小売り商対策といひますか、零細企業対策を

急がねばならない。このことだけははっきり言へると思ふのです。そのことなくして、ただいたずらに中小企業庁長官が流通センターには賛成でございませぬ、こういうことであるならばどうかと思ひます。いま当分の間は、おそれ私に言つておるようなことには、すぐにはならぬでしよ。しかしながら、そうなることは明らかです。でないとおつしやるなら、もつと論争をしてもよろしい。しかし、そういうような大資本の系列化に入つていく、あるいは大型取引化していく、あるいは価格形成が現物取引でなく情報取引ということによる、情報による価格形成が行なわれる。当然です。またそうしなれば、そうならなければ、今後の流通といふことは考へられないで、われわれも一応将来を考へるであらうことを是認の上になつても、それを考へるわけです。したがつてそのためには、それより急がねばならないものは小売り商対策である、零細企業対策である。同時に、そういう人たちがこの流通センターに対していろいろの疑惑を持つておる。この疑惑を解消するよう関係者はつとめるべきだ、そう思ふのですが、関係者がかがですか。

○影山政府委員 先生御指摘のとおり、いろいろな流通段階におきましての傾向があらわれてくるということは明らかでございます。それを考へたしまして、私どもが一番力を入れておるのも、小売り商業の今後における近代化あるいは協業化でございます。今後ともますます力を入れていきたいというふうに考へます。またポランタリーチェーンあるいはゴールドチェーンその他につきましても、いろいろと誤解の向きもあるわけでございますが、これは私も反省してみます。と、PRについても足らなかつたというような実情もございませぬ。これは中小企業庁といたしましてPRあるいは制度の理解ということに努力したいと思ひます。

○堀川説明員 私、先ほど当分の間、こう申したために、いろいろお話を申したようになつても感じ

たわけでありませぬが、私の申しました当分の間というのには、二年、三年という意味ではございませぬので、相当長期にわたつて生鮮食品の流通の姿といふことは、もちろん変わつてはまいりませぬけれども、おつしやるような小売りの流通機構等を含めまして、非常にならうと一変をしようといふことが、たとへば十年後ならば十年後に相当大きくやつてくるというようにならうには、にかには考へられないでございませぬ、そういう意味で現在のような現物取引を主体とし、取引単位にいたしましてトラック一台とかあるいは貨車一台というようになつて、それよりもはるかに小さな取引単位で取引をしておるといふような形のもの、かなり相当期間経くのではなからうか、さうな考へに基づきまして、現在でもいまのような取引の機構なり流通機構といふものを前提にいたしまして中央卸売市場の整備を計画的に進めておるわけでありませぬ。この中央卸売市場を流通センター内に置くということも考へておるわけでございます。それから、生鮮食品品について、にかに非常に大型の取引単位で、大きな、特に外国資本の進出による大型のスーパー店と結びついた取引を、この流通センターを利用してやるというようなことを考へておるわけではございませぬ。

○田中(武)委員 考へておるわけではございませぬが、現在すでに流通革命といふものは進行しつつあるのです。クレーンが起つたように、いろいろと変わらぬにしても、進みつつあることは事実なんです。また、そうでなくては何のためにゴールドチェーンに予算をつけて研究しておる。十年間何にも変わらなかつたといふことなら、ゴールドチェーンの研究とかそういうことは予算のむだ使いになりませぬ。そうなるための研究じやないのですか。そうでしよ。したがつて一方それはやむを得ぬし、好むと好まざるにかかわらぬ、あるならざるを得ない。そこで取り残されておる、あるいは取り残されるであろう小売り商、零細企業をどうするかといふことが問題なんです。十年の間変わらなかつたといふようなことは答弁にならぬ。

○堀川説明員 十年間全く変わりはないというつもりで申し上げたわけではございません。特に小売り商対策に力をいたせという趣旨からの御質問には、全く私もそのとおりに存じしておりますのでございます。そこでその手段、方法等につきましては、私もいろいろ考えをこらしておきまして、どこかあるわけではございますが、たとえば中小企業の近代化の融資等の問題につきましては、通産省の中小企業庁とよく御相談を申し上げまして、できるだけ零細な企業が今後におきまして生産性が上がっていくように、私もいろいろ持っていくというふうにお考えしております。なお、本年度におきまして小売り営業の近代化をはかるためにいろいろ問題が、特に生鮮食品品というか、小売り商一般ということになりますと中小企業庁ということになります、生鮮食品品につきましては農林省が非常に深い関係がございますので、私もそのほうでもっと突っ込んだ検討をいたし、業界の方々あるいは消費者代表の方々、学識経験者の方々等の御意見を拝聴して、そうして具体的にこれから何を小売り商の近代化の対策として進めていこうか、何が欠けておるのか、こういう点を検討し、具体的な結論が出たものについては施策として打ち出したい、かようなかまえておるわけでございます。

○田中(武)委員 この法案提出と相まってすでに検討しておかなければならない問題がいろいろある。あなたのおっしゃるようなことで、もしも何の關係もありませんということなら、私も何も他の委員会まで来て発言を求めません。私はあくまで党の中小企業の責任者としてこの流通センター法が中小企業にどう影響を将来与えていくか、また現に小売り商その他零細企業が心配をしておるのでございまして、あなたのおっしゃるようなことであるならば、私は何も建設委員会へ来て質問なんかする必要はない。変わってくるのが事実であり、そのことに対して現に心配している階層がある。だからそういうこ

との心配はないのだ、あるいはそのことについてはこういう対策をやらねばならない、こうやりますというところで私はこうして質問しておるわけなんです。いかがですか。そういう今後考えていきまますとか、あるいはそのようにならないような状態を考えますとか、そうならないでありましようとかいうことは答弁になりませんよ。

○来正説明員 仰せのように、中小企業に対するわれわれの態度と申しますか、もちろん流通の変化その他当然でございますから、これに対応するようわれわれとしては最大の努力をもちろん払わなければなりませんし、また中小企業が大資本に押されるということはわれわれといたしまして十分防止する必要があるというので、協業化を進めたりあるいは融資を進めたりというふうなことで、これに対する対策については十分留意してまいりたいと思っております。

○田中(武)委員 そこで影山さん、この流通センターというものができるといふ上に立つての中小小売り商対策というものを直ちに検討していただきたい。そしてその結果をひとつ知らしていただきたい。そうでなくたって、まあ小売り商対策というものは検討はしておられる、しかしこの法律が成立すれば急速にやはり流通センターの造成ということに進んでいく、また進めねば法律をつくる必要もないわけなんです。したがって、新しい事実に対しては新しい対策をもって臨むべきである。そのことが現にいろいろなことでは危惧をし、心配をしておる零細小売り商に対してこたえる道であり、それが中小企業庁としてのつとめだ、こう考えますが、いかがですか。

○影山政府委員 この法案が成立いたしますことに伴いまして、中小小売り商に対する影響等もよく考慮いたしまして今後の方策を早急に検討いたしたい、かように考えております。

○田中(武)委員 きょうは運輸省を呼んでいないのですが、運送の面においても同じことになってくると思うのです。将来やはり大型化してくると思いますか、大きな運送業者でないやれない、零

細、中小運送会社ではもう寄りつけないという状態が起きてくる。これはまあ運輸省が直接監督をしておられると思うのですが、やはりこれも中小企業政策の一環である。こういう点もあわせて御検討願いたい。私はこの法律が悪いとは言っていない。また、流通革命と申しますか、現在の流通機構が最上とも思っています。これは変わっていくべきであり、先ほども申しましたように、好むと好まざるにかかわらず変わらねばならぬ。ならば取り残される人たちにどういう対策を持つべきか、これがよくおられるから言っておるのです。言うならば、この法律提出と同時に小売り商に対する答えというものを持つべきである。これがポランタリチェーンの構想だけで救われるものでは決してありません。したがって新しい事態に対する新しい対策ということをお願いいたします。

○影山政府委員 先生御指摘のとおり、新しい事態に應じた対策というものも考えていきたいと思ひます。

申し忘れましたが、コールドチェーン関係では、小売り商業にしましては、設備近代化資金からコールドチェーン関係の冷庫施設等につきまして安い金を貸すことを用意いたしております。それから運送業につきましては中小企業近代化促進法のほうに業種指定をいたしておりますので、新しい事態をも考慮いたしまして近代化の方途を検討したいと思ひます。

○田中(武)委員 建設大臣、この流通業務団地というものは大体敷地ほどの程度のものをお考えしておりますか。

○竹内政府委員 大体、地区によって違ふと思ひますけれども、平均いたしまして、大ざっぱに考えますと六十ヘクタール、十八万坪ぐらいの団地が適当ではないかというふうにお考えしております。

○田中(武)委員 東京あるいは大阪、名古屋、将来は他の地区にもいくわけですが、こういう過密都市の周辺につくっていく、これが過密都市対策なり交通対策の一つであるわけですか。

○竹内政府委員 われわれ建設省のまだ段階でございまして、大体東京に五カ所、大阪に三カ所ぐらいを考えております。その五カ所につきましては東京の周辺部に考えておるのでございまして、全体につきましても断言することはできませんけれども、現在の土地の利用状況その他から考えまして、相当の規模の面積がとれる見通しのごとろに五カ所計画いたしておるわけでございます。

○田中(武)委員 そういふ敷地の入手ということも考えて、この法律の条項には土地の買取り請求権あるいはその裏側になるところの土地取用法の適用、こういうことを考えておるわけなんです。土地取用法の適用なんというものは、い

ば伝家の宝刀である、最後のな手段であるので、そういうことを用いずしてやはり敷地入手を考へることが最上である、こう言わねばならないと思ひます。入手が大体見通しがつくとおられるなら、つかないじゃないかと申したつてこれは水かけ論になります、そう申すと、あなたの答弁を一応是認いたしました。それでその団地の今度は外側ですね。いわゆる地区と称せられるもの、それはどの程度の広さになりますか。

○竹内政府委員 これもはつきりした面積をいまきめておるわけではありませんが、大体団地と同面積かあるいは団地面積よりやや少ない程度の面積をお考えしております。

○田中(武)委員 それもまた具体的に考えられていないということであるなら、この法律がきょう通つたつてどうなるのですか。直ちにやれますか。

○竹内政府委員 この法律が通りますと、この法律の三条に基づきまして基本方針をきめ、さらに基本方針に基づきまして流通業務地区の指定をいたしたい。これは東京、大阪につきましては直ちに指定したいところがそれぞれ一カ所ぐらいござい

ます。さらに流通業務団地の都市計画決定をい

たしていきたい、こういうふうに考えておりま

○田中(武)委員 その地区内では、一般工場とか住宅とかあるいは小売り商、いわゆる流通センターの目的に直につながるもの以外は入れないことになるでしょう。そうすると、それだけの広い土地を考えた場合に、山の中とか原っぱならともかく、現にその地区に入るところに住宅、小売り店、工場があるかどうかかわかりませんが、そういうものはどうなりますか。

○竹内政府委員 流通業務地区というのは、都市計画の他の用途地区におきまして、たとえ居住専用地区とかあるいは工業専用地区というのがございまして、それと大体性格は同じ性格でございまして、したがって、既存の用途の建っている建物、これはもちろん合法的にその地区内におきましては存続できるわけでございます。ただ団地になりますと、それは一括して一つの団地づくりをやつてまいりますので、その団地の中におきましては、これは買取される、あるいは移転補償もあつて外へ行かなければならないというふうな事態が起るのですが、地区につきましては、既存のものはそのまま合法的に存続できる、こういうことになるのでございます。

○田中(武)委員 法律といいますが、考え方の方の前提は、この地区内にも一般工場とか一般住宅あるいは小売り商等は置かないというふうな考え方じゃないのですか。

○竹内政府委員 地区内におきましては、先生御指摘のとおり流通業務に関連いたします施設並びにそれに関連いたします工場、それ以外のものは原則として置かない、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 そうすると、先ほどの御答弁は現在あるものを動かさないということなら、その原則とは反しますね。それはいいのですか。新たに入ってくるのだけをとめる、こういうことですか。

○竹内政府委員 従来の用途地区、住居地区、商業地区におきましても同様でございまして、すでにあるものは適格、不適格ではございますが違法ではないということでは存続を認める、新たに入ってくるものが制限を受ける、こういうことになります。

○田中(武)委員 それは、計画のときからなるべくそういうものが少ないところを選ぶ、そういうことですか。

○竹内政府委員 御指摘のとおり計画立地、場所をきめる場合に、そういう住宅とか工場が少ないというか、非常に少ないところを選ぶということになると思ひます。

○田中(武)委員 基本計画を立てる際にももちろん考慮せられるだろうと思ひますが、あるいはそういうところのないところを選ぶ、あるいはそれらまでですが、たとえば東京周辺では首都圏整備、大阪周辺では近畿圏整備、あるいは都市総合開発、いろいろありますね。そういう既往の計画と競合するような場合はありますか。競合した場合はどういうことになりますか。

○竹内政府委員 この法律の第三条の四項にもございまして、首都圏の整備計画あるいは近畿圏の基本整備計画というものに適合したものでなければならぬということになっておりますので、首都圏整備計画及び近畿圏整備計画におきまして、それぞれ流通関係の施設についての基本計画がすでにある場合にはそれに適合しなければいけません。それから、これからこういう事態に対応して整備計画自体を再検討しまして、計画を変更するかどうかあるいは計画を新しくつくるといふ事態に今度なつてまいります。その場合にはそういうような計画に適合したところをなければならぬ、したがって整備計画に違反するような計画は基本方針ではつけれない、こういうことになるわけでありませぬ。

○田中(武)委員 三条四項によると、首都圏整備あるいは近畿圏整備計画のほうが優先する、こういうことがはっきりしておりますので心配はないと思ひますが、流通センター構想によつて、法律はこういうふうになつておりますが、一方の首都圏とか近畿圏整備計画を要するということはあり得ますか。

○竹内政府委員 流通センター構想というのは、こういう形で基本方針その他の規定で流通センターが新しくできるという事態になつておりますので、従来の首都圏整備計画あるいは近畿圏基本整備計画におきまして、そういう認識を非常に深くして計画をきめてないという面がございまして、首都圏、近畿圏でこういう体制に対処し得るようには計画を相当練り直すというふうな形になるのではないかと考へられます。

○田中(武)委員 競合した場合の規定がございましてから心配はないと思ひますが、その辺のところは運用面においても摩擦ができるし、あるいはトラブルがあつたりということもあり得ると思ひますのでその点をあえて質問したわけなんです。その点についてはどうですか、建設大臣、うまいきますか。

○瀬戸山国務大臣 うまいきますかというお尋ねであります。流通団地の整備をしようということ自体が、首都圏なり近畿圏の過密状態に対応するものでありますから、そう大きなそごはないと思ひます。ただ、いま局長から御説明いたしましたように、これは既存の計画とは別途に新たな構想として出てきておりますので、全然一致しておるとも言えない場合もあり得る、こういうことではあります。そこはよく調整しなければならぬ、かように考へておるわけでありませぬ。

○田中(武)委員 こういう新たなことをやる場合には、往々にして既存のものと衝突する場合があります。これは首都圏なり近畿圏整備計画だけでなく、先ほど言った既往の市場との関係、あるいはすでにある問屋、小売り商との関係、あるいは影山長官の話では、問屋団地はその中に持つていくというか、問屋団地の構想とは矛盾しないと思ひますが、そういう既存のもの、あるいは既得権、こういうものとの調整ということが重要だと思ひます。

○竹内政府委員 流通センターの中に立地されま

○田中(武)委員 四十一年度でございませぬ。

○田中(武)委員 影山さん、四十一年度で流通センターへ資金百十億、中小企業対策費の中におけるポランタリーチェーンのあれもありましたか、小売り商業の対策費は幾らでしたか。

○影山政府委員 先生御承知のように、この開銀資金百十億と申しますのは、これは財投を使った融資ベースでありまして、それに対応いたします小売り商関係は、中小企業金融公庫、国民金融公庫あるいは商工中金というふうなところで五千億の融資ベースを考へておるわけでありませぬ。その中のどのくらいの部分になりますか、小売り商関係あるいは卸売り関係というものは相当部分を占めておると思ひます。

○田中(武)委員 全部で五千億、こう言うが、開銀だけで比べた場合には十分の一ですね。ともかくこれによつて潤う人と、既存の小売り商、零細企業に対する資金と見た場合少ないのじゃないか、こういう感じを受けるので、先ほど来言つておるこの構想に対する零細小売り商対策を急いでください。いろいろ質問はありますが、最後のことで、このくらいにしてございませぬ。

○影山政府委員 先生御指摘のとおりいろいろ小売り商問題も今後対策を充実にいかなければならませぬので、先生お説のとおり十分考へていきたくて考へております。

○服部委員長代理 川俣君。

○川俣委員 いま議題になっているこの法律案は建設大臣にお尋ねするのは少し無理な点があると思ひますが、総合的に建設省が引き受けたのでございませうから、やはりお尋ねをしなければならぬことになりませんが、私非常に無理だということをお尋ねしながらお尋ねすることをお許し願ひたいと思ひます。

そこで順序を追うてお尋ねしますが、流通業務という考え方はどういふ考え方が流通業務に当たるのでございませうか。私がどういふことをお尋ねするのは——ただ私の意見を先にしたほうがいいと思ひますが、自動車交通の渋滞を来たしてある大都市、こういう表現になっておりますが、御承知のとおり東京の市場はもと日本橋にあった。日本橋の時代は船舶がふくそうして不適当だということとで築地に変わったのです。今日におきましては築地市場の渋滞状態は船舶なんです。船の不足、東京湾全体がふくそうしてあります。特に築地市場をめぐる船舶のふくそうが荷揚げを非常に困難ならしめておられるわけなんです。道路だけあるいは自動車道だけを——自動車交通だけ考えたというのはどういふわけでしょうか。抜けておられる点があるのじゃないか。いずれ運輸省を呼んでおりますが、そういう点から見ると、これは引き受けにくい問題をお引き受けになったということを感じるのです。これはしかしやめて悪いことではない。やらなければならぬところへ追い詰められてきているから、やらざるを得ないことは認めます。私もこれは反対ではございませませんが、どうも不十分な気がいたしますために、順次意見を述べながら質問をしてみたい、こういう感じですが、建設大臣ですからわざわざ私は遠慮してこういうことを申し上げながら質問をすることになるのです。そこで流通というのはどういふことをさすのでございませうか。局長からでございませう。

○竹内政府委員 流通機能といふのは、物資を生産部門から消費部門に移転させる働きを意味するものでございまして、一つは商取引、もう一つは輸送、それから保管、荷役というふうな、いわゆる物的な流通機能というものが含まれるわけでございます。この法律におきましては物的な流通機能に着目いたしまして、この法案を考えたわけでございます。

○川俣委員 さらに、その流通という中にあげられるおもなる物資に何をさしておられるのですか。どういふものを流通というのですか。

○竹内政府委員 ここで流通施設として考えておりますのは、トラックターミナルあるいは鉄道の貨物駅、それから中央卸売市場、それから卸売市場、問屋でございます。それと倉庫、そういうものを流通業務として考えております。

○川俣委員 私は、どういふ物資の流通だ、こうお尋ねしておられるのです。

○竹内政府委員 物資といつたしましては特別に特定いたしましたと考えておられるわけではございませぬ。広く考えております。

○川俣委員 そこでお尋ねしますが、築地市場をどうなったのでございませうか、中をこらんなったので、外をこらんならなかつたのではないかと、築地市場がございましてからあの周辺にどういふ店舗ができたか。私調べておりますが、どういふ店舗ができたか。

○堀川説明員 築地市場の周辺におきましては乾物を扱います問屋さんとかあるいは日用品を扱います商店とか、そういうものが多種多様にございまして。

○川俣委員 それが自動車の交通を阻害している状態をこらんなつたのでございませうか。本来は築地市場へ移る前には一番有力な候補だつたのがお浜離宮だつた。これは当時ああいう情勢の中でお浜離宮を開放することはなかなか困難であつた。築地市場があれば大体だいいようぶだと考えたのが、今日から見れば間違ひであつた。周辺にあれだけの関連店舗ができるというのを全然予想してなかつたところに築地市場の行き詰まりがある。神田市場の周辺をこらんなさい。いわゆるあなたの方考えている物資の流通以外の物資の店舗

ができています。これも流通だといふ考え方であればこれは別です。そうじゃないようですね。市場で取り扱われるものを物資と考へておられる、その流通だと考へておられるようですが、もっと広範な物資の流通を考へておられますか。この辺を伺います。

○竹内政府委員 ここで考へておりますのは卸段階の物資でございますので、中央卸売市場の中に取り扱われている物資に限らないというふうに考へております。

○川俣委員 それではこの法律案は不十分じゃないですか。大体どう見ますと、市場のうちまたは市場に近いところで取り扱われる物資という考え方はいいじゃないですか。関連する物資とまでは至つていないように理解をするわけですね。それももちろん大切ですよ。それを陳外せいという意味じゃないのですよ。しかしこれの考え方をみますると、取り扱われる物資、その流通機構だといふふうにお考えになっておられるようない——私はそれでも悪いと言ふのじゃないですよ。ただ不十分のような感じがする。関連する物資が販売されるというならこれは流通でございませうか、そういうものの流通は、かなり激しい、そのことによる交通量の麻痺状態がございませぬ。あの市場の中には自動車の駐車場がございませぬ。それよりも付近のほうが多いんじゃないですか。私けさもわざわざ行つてまいりました。ときどき市場へは参ります。見ると、そういうじゃない、市場の中へ入るその物資の流通だけではない、関連する商品の、早くいえばなべかま、料理道具、そういうものの、乾物ばかりじゃないですよ。そういう業務の運搬の事情が複雑させているということが明らかじゃないですか。行つてこらんなさい。これが反対になつて——確かに一つのねらいを持つておられることはわかりますよ。しかしながら市場があるいは周辺が狭くなるとかあるいは十分な機能を果たせない、というの、むしろそういう方面のものが非常に障害になつておられるのだ。障害になつておられるから除けという意味ではなくて、計画の中に入らなければなら

ないのじゃないか。そうお思ひになりませぬか。ならなければひとつ行つてこらんなさい。どこが一体交通麻痺になつておられるか。日本橋の時代はそれほど車がふくそうしなかつた。むしろ船がふくそうしておつた。今日でもやはり船のことを考へねばならない。なぜ船舶のことを考へないんですか。どういふわけで船舶のことを考へないんです。荷揚げをするとするならば、自動車では運ばれるものもありませう。船で運ばれる量と比較してこらんなさい。築地市場へ行つてどのくらいの比率になつておられるか調べてみてこらんなさい。陸送のものがどのくらい、海送のものがどのくらいか、比較してお調べになつたことがありますが、あつたら御答弁願ひたい。

○堀川説明員 青果物につきましてはトラック輸送が多いわけでございます。その他貨車輸送等もございませぬ。水産物になりますと、ものによつて違ひますが、外ものにつきましては船舶輸送がかなり多うございませぬ。しかしながら、三崎とか清水とかあの辺に揚げたものをトラックで持つてくるというのにも相当ございませぬ。いま手元にトラック及び貨車別に入荷割合を持つておりませぬが、後刻お届けをしたと存じます。

○川俣委員 私、それを持つておりますから、別にそれをお尋ねをするのではなくして、船舶がふくそうしておられますために貨車にたよる、あるいはトラックにたよるといふ結果が起きている。ほんとうならば築地へ荷揚げしたほうが便利であるから、わざわざよそへ揚げてトラックで持つてくるということが行なわれておられるのじゃないですか。そのことを知らないで、農林省が関与しておられるから、私関与してないのかと思つておつたら関与しておられるから、こんな事なことでございませぬか。あなた方が知らない間につくらなせその点を十分検討しなかつたのですか。輸送という点、確かに東京へ入る青果物は貨車輸送がかなり多い。あるいはトラック輸送が多い。なぜ多いか。三陸のものがなぜ貨車または自動車で来

荷揚げがぐあいが悪いから。そのくらいのことでは水産庁、農林省は知らなければならぬはずじゃないか。なぜ船でとれたものをわざわざ揚げて、そして貨車輸送しなければならぬか。またトラック輸送しなければならぬか。三陸の沖から漁港へ持ってくるよりも市場へ持ってきたほうが距離は必ずしも遠くはないんです。一体なぜ遠回りしなければならないか。遠回りしないければならぬというよりは流通がうまくいっていないということだ。それをなぜ検討しなかったのか。水産庁の意見も同様でしたか。農林省にお尋ねします。

○堀川説明員 この法律におきまして道路交通に關するものは、市場にかかわりのある直接的な道路交通の円滑化ということではなくて、その都市におきまして道路交通全体の円滑化ということを考えられたのであると考えたわけでございます。たとえば築地市場への船舶水揚げの話がございましたが、市場に対しまして船舶の水揚げの円滑化ということよりも、全体の陸上交通の円滑化ということが、船点から始められましたことと考えて、特に船舶のことににつきまして農林省から法文の規定の中に書いていただくということを要請はしなかつたわけでございます。

○川俣委員 あなたの答弁は進んでますよ。船舶がふくそうするために、船で運んでくても荷揚げができないために、そこでトラック輸送になっておる。トラック輸送が多いからターミナルをつくる、こういうんでしょ。その前に解決しなければならぬ。流通機構の上からいってそれが基本にならなければならぬ。船で運ぶのとトラック輸送とではどのくらいな輸送費の差がありますか。これも水産庁は知っているはずですよ。消費経済課長といったら、この点に気がつかなければならぬはずだ。どうして安価に提供するかといえれば輸送費を下げるよりないじゃないか、わざわざ遠回りさせておいて、それで消費経済なんてどこから出てくる。当然考えなければならぬ。ターミナルをつくる、それを悪いことを言っているのではな

いのです。まずまずよくそうすることを緩和する必要があります。そのことが流通の円滑なる運営であると同時に、安価にできるゆえんでもある。貨車輸送が悪いためにトラック輸送になり、あるいは船舶輸送の荷揚げが十分でないために貨物輸送になりあるいはトラック輸送になる。その根拠をつかなくて、流通機構の合理化をはかるなんといつたて、根拠をつかまなければ意味をなさないじゃないですか。どうです。農林省だから特にこれを聞く。建設省にこれをお聞きしても無理なんです。農林省は責任官庁なんです。

○堀川説明員 確かに遠洋漁業の物などは、築地へ揚がりたいという希望を持っておりまして、岸壁が十分でございませぬためになかなか難航をする。あるいはまた、漁業根拠地としての施設が必ずしも整備されておりませぬために、三崎とかあるいは清水に揚がるということがあるわけでございます。たとえばイワシ、サンマのごときものにつきましては、漁獲をしまして根拠地の漁港へ帰っていきまして、早く陸揚げをしまして、直ちにまた仕込みをして出ていくというようなことがございます。これはその根拠地から貨車輸送なりあるいはトラック輸送なりで持ってきたほうが消費都市に運ぶ方法としてはかえって経費はかかりますけれども、やむを得ないというようないこともありますが、いろいろな魚の種類なり、地域によりまして状況は違うと思うわけでございます。私も私どもとしても、水産物を扱います市場といたしましては、確かに水揚げ施設の整備というのを相当考えていかなければならぬというふうに、将来の方向として思っているわけでございます。すなわち、場合によりまして、船舶の關係のふくそうというようないことからは陸上輸送にやむを得ず切りかわっているという面も、先生の御指摘のとおり確かにおおむねかと思っております。しかしながら一方におきまして、たとえば先ほどのような漁業根拠地に早く揚げて、そうして仕込みをして出ていく、それから先は機動的な出荷のほうが、むしろ

る、それを悪いことを言っているのではな

る価格の關係を知らんでやるからよろしいというような状況もあるようでございます。その辺のところをよく考えながら、今後大都市におきまして水産物を扱う市場の立地等につきましては、よく慎重に検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○川俣委員 農林省が流通機構についてもっと真剣に取り組んでおるならば、こういうのを幸いに幸いに幸いに幸いと言つてと語弊があるかもしれないが、相ともに協力をして、そういう設備についても、わざわざ自分の漁港に帰らなければならぬ理由はない。入って行つても船着きが悪いばかりでなくて、それに伴う施設も足りないために入つてこない。あそこに行つてこらんない。漁船の整備をするような施設は一つもない。それを御存じですか。ことに大衆魚でありますから、なるべく経費をかけないようにしなければならぬ。これは漁民にとりまして消費者にとりましても必要なことなんです。漁民のことを扱い、消費経済をやっておる農林省が漁船のことを考えない。こんな官庁がどこにあるか。農林省から水産庁、そんなことがやれないならやめてしまつたほうがいい。建設省にまかせなさい。もつといい案をつくるとしたところでもないものだから、大臣は見落さないと思う。それをあなた方が関与して、いいものをつくらせるといふ責任があるのじゃないですか。これは建設省との共同提案です。建設省だけが責めるわけにいかないのです。最も責任ある官庁が案を出してくれないければ、建設省はわからぬのは無理もないじゃないですか。漁船については農林省が考へてやる。水揚げを考へる。漁船の処置を考へてやる。今日の時代、必ずしも自分の漁港に帰らなければならぬという理由はないのです。自分のところに帰らなければだめだということもないのです。設備がない。荷揚げ場がないばかりでなく、その漁船を保護する設備、あるいは修理する設備、そういうものがなければならぬんです。遠洋漁業なんかに行つてきた場合は、航程か

らいつても、むしろ東京へ帰ってきたほうがいいのです。わざわざ困難な方向に進まなければならぬというようないことは、なぜ一体、そんなに漁船に負担をかけなければならぬのか、せつかくとったものを負担をかけて運ばなければならぬのか、そういうことを合理化しようというところ、この案ができてはいるはずでしょう。農林省は、この案について検討されたのはこの局なんです。

○堀川説明員 これは農林省といたしましては全体的にかかわりのあるところが検討させていただきます。農林省、水産庁、園芸局、畜産局、食糧庁等で検討させていただきます。私どもとしては、主として流通機能の向上をはかるために、その一つの手段、方法としてこの法案が提案されたというふうに理解をしております。先生は御指摘のように、水産物の流通機能の大都市における向上というものはかるために水産物を扱う市場の整備をどう考へていくかということについては、今後真剣に取り組んで検討すべき問題であると思つております。現在におきましても、東京の場合には築地の市場、それから大阪におきましては、たとえば福島の本場等は非常に狭隘でございます。特に築地の市場については、先生の御指摘の、船舶による水揚げがなかなか難航をしておるといふようなこともございます。将来東京におきまして水産物を扱う大きな市場を建設をするような場合におきましては、やはり東京の実態といたしましては、これを臨海部につくるというようないことが一つの大きな方法ではないか。その場合に流通センター法の中でつくるか、あるいはそうでなく中央市場独自の立地を求めてつくるか、これは非常に真剣に検討してまいりたいと思つておる次第でございます。最近、大阪のほうにおきましても、いろいろな検討されておるわけでございます。私どもとしましては、中央卸売市場審議会でもこの問題を検討いたしますし、流通センターの問題にどういふふうにか

かわらしめるかということ、今後真剣に検討いたしてまいりたいというふうに思っておる次第であります。

なお、漁業根拠地と中央市場を結びつけるという構想につきましては、これも現にすでに漁港のあるところに水産物の中央卸売市場が建設されておるといふようなものもございます。そこら辺、漁港整備の問題、それから中央卸売市場建設の問題、相互技術的に結びつけて進めていくべきである、こういう問題でありますので、私どもとしては、将来におきましては水産庁と十分連携をとって進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○川俣委員 流通機構ということになると、一番問題になりますのはやはり輸送だということであろうと思う。それを視点にこの法案ができておるとは、それは一つの大きなねらいとしておるともだと思ふ。それにもう一つ加わらなければならぬのは、船舶輸送があるのじゃないか。そうでなければ輸送のターミナルにはなりませんよ。確かに陸送の隘路があることは認めます。と同時に、船舶の隘路がある。流通機構を考えるときには、物資の輸送を考えなければならぬ。そういう意味でターミナルをつくるというのですから、これは確かに一つのねらいであることは間違いない。これも必要であることは間違いない。これが十分な価値のあることも間違いない。と同時に、何といたしても、食糧の中に大きなウェイトを占めております魚類、たん白質資源について、もっと確保しなければならぬのが今日の状態でしよう。その使命をなすために農林省が水産庁をつくっているのではないかと。とるばかりが能くはないじゃないか。どうして国民生活に寄与するかということがねらいでなければならぬ。また漁民の保護からいっても、できるだけその価値を下げないよう供給することが責任であると思うのです。建設大臣ならおわかりでしょう。別に詳しいことはわからないにしても、せつかく輸送のターミナルをつくるというのですから、船舶のことも農林

省から意見が出てしかるべきである。出ないから、建設大臣ちょっと見落としかねるわがらぬが、意見が出たら採用されたら私は思うのです。出ないから、わざわざ見落としかねるわがらぬが、そこへ気が至らなかつたということだと思ふのです。私は、これは悪意に解するのではなくて、善意に解している。そういうことで、せつかくできる案については、よりいい案をつくるためにもう少し努力することが必要ではないかというのが私の意見なんです。今後は考えますんで、この際に十分考えておつたはずだ、私はそう思っている。農林省が無関心でいたとは私は思わない。あれだけの膨大な機構を持っておりながら、そのことについては考えていなかったというところは、ここで言えないでしょう。当然この計画に参加して、効果あるようにつとめるのが農林省の責任だと思ふのだ。これはあなたに聞いても無理だと思ふのですが、官房長を呼んでひとつお聞きします。

○瀬戸山國務大臣 いま川俣さんのお話は、二つに分けて考えていただきたいと私は思う。先ほど来農林省から御説明いたしておりました。この法律が目的としておりますのは、川俣さんに御説明するまでもないことで御理解願つておると思いますが、たとえば築地の魚市場にいたしまして、あるいは神田の青果物市場にいたしまして、一点集中的に従来の市場を中心としてそういう物資が動いておる。したがって、それが一度あそこ集中し、それからさらにまた、都市あるいはその周辺に分散輸送される。あるいはその間に相互輸送がある。これはトラックを中心とした陸上輸送が非常にふくそうする。二重三重の輸送体系をつくつておる。これはまたひいては輸送経費の増高を来たしておる。こういう現状で、市場自体も非常に機能も低下する。こういう問題の解決にそういう一点集中型の市場等の流通機構を数点にこれを分散する。それによつて陸上トラック等の輸送をふくそうを相当緩和しよう、また二重三重の輸送体系になつておるのを、できるだけ簡素化して輸送費の節減をはかる、こういうことが大

きなねらいであります。でありますから、第一条にも書いてありますように、それをねらいとしておる団地形成、機構の整備である、こういうふうに一応御理解願いたい。しからば一体、魚、海産物の中で、生鮮魚介類をどこかでやはり海上輸送しなければならぬ。これは、いまの東京港だけでは先ほど来御意見がありましたように、まだまだ十分でないじゃないか。したがって、焼津に揚がったり、あるいは三崎に揚がったり、東京以外の地点に陸揚げしなければならぬ、それが非常に不経済になつておる。東京に近いのに、わざわざほかの地点に揚げておる。そしてさらに東京の市場までまた自動車輸送しなければならぬので、自動車交通を、東京都内ばかりじゃなくて、ほかの地点もふくそうさしておる、なお一そう経費が増高しておるんじゃないか。この二つの問題点を言われたら思ふのです。

そこで、御理解願いたいのは、この法律では、東京の都心部にある市場を中心とした都市交通の隘路を打開しよう、これをねらつておるわけであります。でありますから、海産物等の生鮮魚介類を揚げる地点の設備が不適當である、こういう点についてはこの法律以外の問題として整備しなければならぬ、こういうふうには私に分けて考えていただきたいと思ひます。したがって、この法律で港の問題を考えておらないじゃないか、こうおっしゃることはよくわかりますけれども、この法律のねらつておるところは、その点以外の問題にある。農林省が先ほど来答えておられることは、その港の設備を整つておらない、不十分である、これが不十分でないというわけじゃなくて、その点は別途に考えていくべき問題であるということをお答えいたしておる、こういうふうには御理解願いたい。その点はこの法律以外の問題として、不十分であるというところは私も認めて差しつかえないと思ひます。そういうふうに分けて御理解願いたいと思ひます。

○川俣委員 私は、建設大臣に言うことは控えたのですよ。あなたに無理なんです。無理なこと

を承知で言っている。大臣、こういうことになりはしませんか。出荷にも便利で販売にも便利なくも便利で販売にも便利なくもへ集中するものが物の動きである。したがって、築地市場がもしも魚介類を取り扱わないということになると、あそこ大きなターミナルなんかは要らないことにならぬ。ターミナルが必要だということとは認めますよ。だけれども、あそこが魚介類を取り扱わないということになると、それほどふくそうもしいということになりません。出荷にも便利だ、あるいは販売にも便利だということに集中して行くのでありますから、そこに施策を講じなければ、何も意味をなさないという結果になる。そこで、私があえてこれを問題にしておるのは、そんな大きなターミナルをつくらつたって、魚介類が揚がらなければ、築地市場なんかは半分でもいいことにならぬ。あるいは神田市場に移るかもしれない。魚介類を扱つておるので築地市場がふくそうしておる。そういうことを考えますと、大臣、せつかくターミナルをつくりまして、あそこ魚介類を荷揚げしないということになつたら、ほとんどターミナルの意味をなさない、それほどふくそうしないということになる。せつかくの市場であり、いまでは販売についても集荷についても非常に条件のいいところだということで、あそこがねらわれたらどうかあそこが適當だということになつたのでありますから、その機能を果たせないようなことでは意味をなさないのじゃないか。自動車のターミナルをつくるのが最も緊急を要することは認めます。そんなことは必要じゃないというのじゃないですよ。それと同様に、船舶のことについても考えなければ市場性がなくなつてくる。流通機構に刃向かう結果になつてくるのじゃないか、そこで考えたかどうかということ指摘しておる。何もむずかしいことを言つておるのじゃない。最もわかりやすい簡易なことがもしわからなかつたら、それは机上にあぐらをかいて行動性のない農林省だと言わざるを得ない。だから、

建設大臣はそんな農林省のようにもものわからぬ、自分を取り扱っていながら全然能力発揮できないものを相談相手にしないで、独自で考えておやりになるならばそれでもいいですよ。私は農林省を別に恨んでもありません。何にもそんなことと思ってもおりませんが、あまりにも無責任だということ指摘しておかなければならない。しかも、漁業者のことを扱うのは水産庁なんです。販売もまた水産庁が考えなければならぬ。農林省の中に流通機構のために一つの課を設けておるのもそのためなんです。それに対して意見も述べないでおるなんていうことでは、実にだらしが過ぎるということ指摘しておる。このことだけは建設大臣もわかつておるはずで、建設大臣は官僚でないから、そんな動きについてはわかつておるはずなんです。官僚というものはなるべく自分が苦勞しないでうまくやろうなんという考え方は、官僚といわれるのはそこから生まれてくる。そういう意味で建設大臣にお尋ねしたのである。建設大臣に魚のことなんか聞こうと思つておるのじゃないのです。感じはおわかりになるだろうというところでお尋ねしておる。それを農林省の言うとおりでしようなんて……。せつかく流通機構という大問題と取り組んでおやりになる、その努力は私は多とします。また、やらなければならぬことであるということも認めます。せつかくやられるからには、そこまで踏み込んでおやりになる必要があるのじゃないか、こういうことなんです。

○堀川説明員 水産物の中央卸売市場の位置といたしまして水ぎわを考えたらどうかということ、先生の御指摘のように非常に重要な点でございます。東京都の場合には、現在先生の御指摘のとおり、築地の市場で水産物の非常に多くの部分を扱っております。それ以外に水産物を扱います市場といたしまして、内陸部の足立の市場、大森の市場と二つあるわけでありまして、これらは貨車輸送あるいはトラック輸送によって入荷しておるというのが実態でございます。そこで、船舶輸送

のほうですべてのものについて経費も安いし便利がいいというわけにも必ずしもまいるません。先ほど申し述べたような事情もございまして、すべてが船舶輸送ということにもなりません。しかしながら、遠洋漁業に行つてとつてきたものを直接市場に水揚げできるという利点も十分考慮しておるわけでありまして、これらの点は今度の流通センター構想におきまして、直ちにたとえ板橋地区に設置します流通センターに水産物を扱わせるかどうかということにつきましては、私ももうそつ急に結論が得られませんが、当面これは青果物の市場というところを考慮しておるわけでございます。築地市場の狭隘化もますます進んでまいりますし、私も私としては出荷に便である、同時に販売にも便利であるということ市場の立地条件の一つの大きな項目に考慮しておるわけでございます。築地市場の狭隘化の緩和対策、あるいは場合によれば、将来においてこれにかわるべき市場というようなことが考えられます場合にございまして、先生の御指摘の点は、十分市場の配置計画として考えてまいりたい、かように考えておるわけでございます。現在たとえ板橋につくるといふところには水産物市場をつくることは必ずしも適切でないのではないか、かように考えておるわけでございます。この法律がたとえ臨海部に及んで流通センターをつくるという構想が具体化してまいります段階において、私も先生の御指摘の点は十分取り入れてやつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○川俣委員 大森に市場のあることは承知しております。大森の御承知のように近海魚の市場です。あそこ荷役ができないのを築地市場まで運んでおるわけですが、したがって、これは、板橋にできたからといってあそこへ水産物の市場を持つていくということ、山の上に魚を持っていくようなもので、ナンセンスですよ。そんなことは無理な考え方です。おそらく神田市場も小さい市場として機能はできるでしょう。これは関東平野の野菜、青果物に最も近い地域にある板橋市場をつく

るといふことは私は必要だと思ふ。青果物としてこれはいいと思ふ。輸送距離も短い。最も生産物を背景にしております。これはいいと思ふのです。しかしながら築地市場は、築地市場をつくつた理由からしても水揚げがいい、それをねらつてつくつたものであつて、その機能を果たせるようにしなければならぬでしょう。そこで船舶のふくそうしておる状態、入つてこれない。トラックなればどこかへ行つて休むということがありますけれども、船舶の場合にはよそへ行つて休むなんてわけにいかない。人間がおりますから、陸上へ揚げなければならない。したがって、やはり一番便利のところへ船着きがなければならぬ。大森に入らないというのはいさういふことです。大森の海は御承知のとおりで、水深が浅いでしょう。ちよつと大型になると入つてこれないじゃないですか。だから近海もより取り扱えないのです。築地市場の岸壁はどれくらいあるか。何トンの船が入れますか、わざわざ深くしてあるはずですが、いまだの程度まであそこがあるか知りませんが、市場をつくると同時に、わざわざ相当のトン数のものが入れられるように整備してあるはずで、そういう整備が必要じゃないか、こう言つておるのです。これからますます漁船も大型化してくるとともに、もつと整備の必要があるのじゃないか。今度考えますじゃだめなんです。これとともにも考えていくことが必要なんです。東京都などにまかせておいたらだめですよ。東京都は利権でもなければやらぬところだから、市場をつくるだけでもあの問題を起したでしょう。日本橋から築地に移る場合のあつた問題も起したじゃないですか。ほんとうの市場などを考えて東京はやらないですよ。そういう意味で農林省は責任があるんじゃないか。

○来正説明員 お答えします。実は築地の整備につきましては御指摘の点があつたと思ひます。そういう市場の港につきましては、実は運輸省の所管になつておりますけれども、農林省といたしまして十分この点は留意

いたしました努力をしたいと思います。ただ本法案につきましては、主として陸上の問題として取り扱われる関係がございましたので、そういう関係で、われわれといたしましては必ずしも水の面まで考えなかつたことを御了承願ひたいと思ひます。

○川俣委員 漁港のことについてもまたは市場の船着きについても別個に法案を出すなら、これはそうでしょうが、また別個に出さなければならぬということならば、これとあわせて一本にして整備する必要があるのでないか。農林省が独自でこれとまた似たようなものを出しても繁雑になる。むしろこういふのを幸いに、幸いにと言ふかどうかわからぬが、当然なこととして、あわせて考えるべきものではないか。もう行き詰まつておることは明らかではないか。もう行き詰まつておる別です。行き詰まつておるじゃないですか。だからあわせて考えるべきじゃないか。別個にまたやるなんというよりは、なるべく容易でないことである。この際やほり考えるべきじゃないかという指摘が私の質問になり、指摘になつておるわけなんです。私は何も無理じゃないと思つておるのです。むしろあなた方がやれないことを、この際考えたらどうかと非常に親切に指摘しておるつもりなんです。農林省だからこそ親切に言うのです。ほかの人だったら別に親切に言うつもりはない。

○来正説明員 まことに御親切な御指摘をいただきましたが、この法案は主として、先ほどお話がありましたように、陸上のものでございます。また法案の内容も土地取用というふうな特殊な面も入つておるというふうな関係がございまして、必ずしも漁港といふか、市場の船着き場等につきましては、これは予算的な措置でかなりできる面もあるものでありまして、そういう点で必ずしもこの法案というふうな農林省としては考えなかつたのでございます。その点御了承願ひたいと思ひます。

○川俣委員 私が了承したつて、魚が入つてこなければ何にもならないのですよ。船が入つてこな

ければ何にもならないのですよ。私の了承の問題じゃないのです。漁船が入るようになって、そうして市民に供給できるような体制をつくらなければならぬということなんです。私が了承すれば魚が入ってくるなら了承しますよ。私の了承の問題ではない。消費者に対する考え方を明らかにしてほしい、こういうことです。

○竹内政府委員 ちよつこの法案の制定の経過等もございまして、若干補足説明したいと思ひます。

この法案は、いわば陸の港湾ということを考えてたわけでございます。ほんとうの意味の港湾、つまり臨港地域というものは、そのまま現在の制度でできるものでございまして、むしろ、陸の港湾につきましては、臨港地域でできないものでございまして、新しくこの流通業務地区というところで考えたわけでございます。したがって、海岸の臨海部に立地いたします場合に、港湾の地域につきましては、臨港地域が適用され、その内側につきましてこの流通業務ができるということ、両方が地域を分けまして大体同じ場所に二つ並列的にかかってくることを予想してこの法律案はつくつてあるわけでございます。そういう点におきまして、港湾との関係を整理してあるわけでございます。したがって、ただいまの漁港の問題は、通常東京、大阪等の大都市におきましては、臨港区域の中に漁港区が設けられまして、そうして漁港ができるというわけです。東京、大阪等の場合には、そういう方法で解決されるというふうにお考えをしております。

○川俣委員 私はふしぎに思ふね。いま築地市場が船舶のふくそうで、荷揚げに困つておるという事実があるじゃないですか。これはお認めになりますか。何が一番ふくそうしているか。確かに自動車交通がふくそうしていることもありますが、それ以上逼迫しておるのは船舶の出入りじゃないですか。荷揚げじゃないですか。荷揚げができないようなことでは機能果たせないじゃないですか。私それを指摘しているのですよ。十分な荷揚げができれば、何もこんなことを問題にするのじゃない、流通の問題ですから……。せつかくとつた漁獲が市場に提供できないようじゃ、國民に提供できないでは困るじゃないですか。そのための流通機構じゃないですか。流通機構というのは何なんですか。せつかくとつた漁獲を供給しようとするところに流通の問題があるのです。漁獲の問題じゃないですよ。何か勘違いしていませんか。

○竹内政府委員 ただいま御説明いたしましたのは、新しくつくります流通業務地区の話をしたわけでございます。先生の御指摘の築地の魚市場の問題は、この法律で直接取り扱っている問題ではありませんので、それは既存の市場の整備、こういうふうな理解しております。

○川俣委員 将来にしても、何がふくそうするか、ふくそうを予想してターミナルをつくるのは必要であることを認めます。これはこれでよろしい。適切である。それと同時に港湾の整備もまた必要じゃないか、この指摘しているのです。不十分じゃないですか。ターミナルをつくるのはけっこうだ、必要だ、それと同様に必要なのは港湾の整備じゃないですか、こう申し上げておる。このことを聞いておるのです。

○来正説明員 船着き場につきましては、漁港法あるいは港湾整備法がございまして、これによりまして整備計画を立てておるといふ実態でございます。そういう関係で、必ずしもこの市場関係の法案と一緒にしなくても実態上は整備していくべき立場にあるわけでございます。農林省といつたしましては、運輸省と十分連絡をとりまして、今後御指摘の点につきましてはさらに考慮いたしたいとお考えをしております。

○河毛説明員 ただいま港湾一般の整備計画について御質問がございました。この法律案におきましても、基本方針を定めるにあたりまして「道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し」というものを勘案して定めるということに相なっております。そこで、運輸省といたしましては、一般の港湾につきましてこの整備の仕事を担当して

いるわけでございますが、最近非常に港湾における貨物量、したがって船舶量もふくそうしてまいりました状況がこの十年來続いております。ただいま昭和四十年年度を初年度といたします港湾整備五カ年計画を五千五百億円の事業規模で整備中でございます。第二年度に当たります。したがって、港湾の整備につきましては港湾法に基づきまして、私どもとしても御質問の点に遺憾のないように、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○川俣委員 この中にどこに港湾があるのですか、私が見るところによるとないのですけれど、運輸省が……。

○川俣委員 第三条によると確かに運輸大臣が協議にあずかるということになっておりますが、運輸大臣が協議にあずかることは港湾の問題も入っているんだということだし、やはり貨物輸送あるいはトラック輸送についても運輸大臣が関係があるから協議するんだというふうには理解したのですか、この三条で港湾の問題も入つておるというところは、先ほど流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来している……。

○河毛説明員 第三条の三項の「基本方針は、次の各号に掲げる事項を勘案して定めるものとする。」の四号で「道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し」という点がございまして、この四号を勘案しなければならぬということになっております。直接整備の対象にはなっていないと指摘している。三条は整備に関する基本方針でございまして、勘案してきめなければならない。整備しなければ整備しないにやらなければならない。整備しないうことで、勘案してやらなければならない。○河毛説明員 私どもの説明が不十分であったかわかりませんが、基本方針を各省大臣が協議いたしましたして定めるわけでございますが、その場合にただいま申し上げました第四号に基づきまして港湾の整備の見通しを勘案して定めるといふことになっております。先ほど申し上げましたように、港湾の整備につきましては、私どもは港湾法あるいは港湾整備緊急措置法に基づきまして一定の計画に従って措置をいたしておりますので、それとの関連において十分遺憾なきを期してまいりたい、こう考へる次第でございます。

○川俣委員 運輸省が港湾の施設を整備してなければ対象から除くということになるだけで、それ以外と、現在持っているところの市場の機能性が無いのだということに判断されるということになるだけで、早く整備計画を立てておく必要があるんじゃないですか。こゝに一番行き詰まっております現在の機構からいって、築地市場が一番危険をきわめて、きょうも行ってまいりましたが、台風が来た場合の避難にも不安を感じておる。施設があれば漁船は不安なんかないはずでしょう。いま漁船が入つていますが、もし台風が来た場合どうしようかという不安におのいておる。それで整備されておると申されませんか。漁船が不安におのいておるときに、これで整備ができておると言えますか。科学技術庁にお伺いしますが、運輸省に聞いてもいいですが、台風が来ないという保証をしてくれるならあんまり心配していません。

○河毛説明員 運輸省といたしましては、先ほど申し上げましたように、産業、港湾全般につきまして、全体の伸びを勘案いたしまして、現在五千五百億という事業費をもって昭和四十年年度以降港湾の整備を行なつておりますので、具体的な問題につきましてもまたとと研究させていただきます。全体の計画といたしましては、この計画に従ひまして貨物量に急激な変化のない限りは港湾整備は予定どおり進んでまいるもの、こういうふうにお考えをしております。

○川俣委員 時間がないのでいま一つだけ聞いて終わりますが、港湾の整備が目障りに迫られたものさへ解決つかないのに、将来の計画があることは否定しません。緊急を要するような事態に対して

この問題でいろいろな点をこれから進めていく、これはけっこうです。やらなきゃならぬことも認めます。緊急な事態が起こって、けさも市場へ行ってしまうという設備もないじゃないですか。おののいておるじゃないですか。せつかく漁獲したものを運んで市民に供給しようとして努力している人に対して、それを不安ならしめるようなことがあるならば、入ってこないことになる。その任務を果たすのが港務局じゃないですか。その任務を果たさないで将来はやりません。あす、あさってで不安におののいてるのにやれないということをお考えになりますか。

○河毛説明員 たいだいま申し上げました港務五カ年計画は、緊急順序をつけまして、緊急度の高いものから四十年以降実施いたしておりますので、決して将来計画だけを考えておるわけではございません。ただ、御指摘のご意見を具体的事項につきましては、私どももいたしましては、さらに実情を調査いたしました。御質問の趣旨に沿うよう努力してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○川俣委員 これはこの程度にしておきましよう。警察庁来ておられますね。一言だけ、流通機構の問題で警察庁にお尋ねしたいのですが、本案は大都市の流通業務市街地の整備に関する法律であります。この対象にならない地方都市あたりで、最も農村の青果物を簡易に市場に提供しようというところで、青空販売をやっておりますが、市場性のないところに青空販売をするということになりまして、物価の安定を公平に販売することから非常に寄与するところが大いなのでございます。それを道路交通だということを追いかけて、一体道路交通というのは何のためにあるのですか。私から言われるならば、道路交通というのは、国民の

経済活動を円滑ならしめるために道路交通法があるんだと思う。車だけが経済活動じゃないです。ところが、取り締まりは、自動車の交通さえよければ経済に寄与する。そうじゃないです。いま流通機構の問題が一番困難なんです。それを達成しておる。これをなぜ追い出さなければならぬのか。しかも、自動車が一分に一台以上も通るなら別にして、一時間に五台か六台より通らないのに、自動車交通をよくするために追い出すなんていうのは、何が主体で交通を取り締まりしているのですか。交通とは何か。国民の経済活動です。それを円滑にしようというのです。物資の流通を円滑ならしめるほうが重大じゃないかと思うのです。それであなたにおいでを願ったわけですね。

○内海政府委員 地方によりまして、いまおっしゃいましたような道路上における青空市場と申しますか、そういうふうなもの開設されておることを私もよく知っております。またそれらが非常にいよゆる物資の流通の上に役立っております。ことごとし、しばしば認められるわけでございます。私どもとしましては、特に在来から長年そういうふうに行なわれておるものにつきましては、たとえ少々の道路交通の障害がありましても、特にそういう点はよく考えて認めておるところでございます。また、道路法によりまして、継続して行なわれるものにつきましては、道路管理者の営業許可も必要でございますが、それ等も十分考えあわせて許可をいたしております。いまお話の中に、交通がさして支障を生じておるわけでもないのに追っ払おうとしておるというふうな例をあげておられますが、もしそういうものがございますれば、私どももよく当該本部長にも話をしまして、突情に合う措置をするように助言もいたしたいというふうに思っています。

私どもの基本的な考え方は、繰り返して申し上げますれば、著しく道路の交通に支障がある場合は別問題でございますけれども、支障がない場合は認める、また若干の支障はございまして、これは

より大きな経済目的に奉仕し、あるいは社会慣習上非常に有益と認められるものであるならば、むしろ積極的に認めていくのが至当である、こういうふうな考えをもちます。

○川俣委員 もう一件で終わりますが、これが国道であって、その目的が動力を持つておるもの、交通を主としておるような道路、これは取り締まりの対象になってもやむを得ないと思っております。これですら問題だと思っております。なぜ路面電車など取り締まらないのですか。これは既存の権益というところで保護しております。あれが一番障害になつておるところがたたくさんある。これは建設大臣も認める場所です。それでいながら、既存の権利だといって守つておる。農村の長い慣習の中に市日があつておつて、それで出してくるものを、既存の権利があるにもかかわらず、それを交通取り締まりで取り締まるなら、まず路面電車を取り締まりなさい。だからといって放任しなさい。それは既存の権益だといって放任しなさい。一番交通の障害になつておるものを放任しておきなさい。あつての農民が露店を出すようなことをなぜ取り締まるのか。何が交通の障害になるか。警察は何でも取り締まればよいという取り締まり。だんだん窮屈になつて、国民経済が逼迫していくことまでも取り締まらなければならぬといふのは越権ですよ。交通に害があるものはまず一番先に取り締まらなければならぬ。路面電車なんかそうだ。それは既存の権利だということに保護しておるならば、この流通機構に非常に寄与し貢献しておるものを——農民が持つてくる、あるいは農民の受け売りしておるものでも、市場にたくさん集まらなければ市場性はないのです。価格形成ができない。ごくわずかだったら価格形成にならない。農林省なども、地方の物資の評価をするのに市場に行つて調べている。この市場がなければ農林省が調べられないんですよ。それほど重要な役割りを果たしているものを一休なせ取り締まらなければならぬか。だから、交通量の多い国道であるとかあるいは県道であるとかは別ですよ。

町村道を、町村の管理者がいいというのになぜ警察が取り締まるか。管理者がだめだというなら別です。管理者も村内の、町内の経済のために認めようというのに、警察だけですよ。もう少し警察官も経済について理解を持たなければ——これは事犯なんか取り締まるものじゃないんです。経済が安定しないところ、何の取り締まりができておるか。あなた、十分御承知だと思つておるわけがわかってもらつたんだが、その点……。

○内海政府委員 先ほども答弁いたしましたように、道路交通の支障との関係におきまして、私どもも、それが非常に必要なものであり、しかも道路交通に与える影響がさほど大きなものでないという場合におきましては、道路管理者ともよく協議して許可していくという考えを持っております。いまもし具体的に何かありますれば、その具体的なものにつきましてはよく検討いたしまして、当該の公安委員会に対する助言も行いたい。路面電車の問題につきましては、私としましては、全然別の問題と思つておるけれども、ともあれ青空市場の問題につきましては、最も筋の通るよう措置はいたしたいと考えております。

○服部委員代理 この際、暫時休憩いたします。午後六時三十分休憩

午後十時十九分開議  
○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。首都圏近郊緑地保全法案を議題とし、審査を進めます。

本案に対しましては他に質疑はないようでありまして、本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○田村委員長 これより本案を討論に付すのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

首都圏近郊緑地保全法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田村委員長 次に、流通業務市街地の整備に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

○田村委員長 次に、流通業務市街地の整備に関する法律案を議題とし、審査を進めます。本案に対しては他に質疑はないようであり、本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○田村委員長 これより本案を討論に付すのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

流通業務市街地の整備に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田村委員長 ただいま議決いたしました本案に対して、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して井原岸高君外二名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者から趣旨の説明を求めます。井原岸高君。

○井原委員 ただいま議決いたしました流通業務市街地の整備に関する法律案に対し、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表し、次の附帯決議案を提出いたします。まず附帯決議案の案文を朗読し、趣旨の説明に

かえることにいたします。

流通業務市街地の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の措置を講ずるよう努めるべきである。

一、流通業務団地の譲受人の選考については、大規模事業者に偏することを避けること。

二、中小規模事業者の協業により、譲受人としての資格をそなえることが出来るものに対して、積極的に財政金融上の助成を行ない、指導にあたること。

三、流通業務団地の造成は、都市計画実施上、最優先の順位をもつて実施するよう行政指導すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ本附帯決議案に御賛同のほどをお願い申し上げます。

○田村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○田村委員長 起立総員。よって、本動議は可決され、井原岸高君外二名提出の動議のとおり本案に対して附帯決議を付することに決定いたしました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。建設大臣瀬戸山三男君。

○瀬戸山國務大臣 ただいまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしました。遺憾のないよう措置する所存でございます。

○田村委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 次に、閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

今国会が閉会となりました後も、

一、国土計画に関する件

一、地方計画に関する件

一、都市計画に関する件

一、河川に関する件

一、道路に関する件

一、住宅に関する件

一、建築に関する件

一、建設行政の基本施策に関する件

以上の各件につきまして、議長に閉会中審査の申し出をいたしたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、議長に閉会中審査の申し出をすることに決定いたしました。

次に、閉会中の委員派遣に関する件についておはかりいたします。

閉会中審査案件が付託されました際、審査のため、現地調査を行なう必要が生じた場合の委員派遣承認の申請に關しましては、すべて委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田村委員長 第五十一回国会における最終日にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。百九十日の長きにわたりました会期も、いよいよ本日をもって終了いたしますが、この間、当委員

会におきましては、内閣提出、議員提出及び委員会提出の法律案を滞りなく議了し、また国政調査につきましても、委員各位の御真摯なる御調査をいただき、国政にいささか寄与し得ましたことは、まことに御同慶にたえない次第でございます。

特に委員会の運営につきましては、幾多の困難なる情勢時においても、当委員会は自主性を失うことなく、円満なる運営ができてきたことは、ひとえに練達なる委員各位の御理解と御協力のたまものと深く感謝いたす次第でございます。簡単ではございますが、ごあいさつといたします。(拍手)

○瀬戸山國務大臣 長期にわたる国会で、政府提案の各法律案について御協力いただきましたことを、厚く御礼申し上げます。(拍手)

○田村委員長 これにて散会いたします。午後十時二十六分散会